

○長泉町文化センターの設置及び管理に関する規則

平成25年3月29日教育委員会規則第1号

改正

令和元年12月19日教委規則第1号

長泉町文化センターの設置及び管理に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、長泉町文化センターの設置及び管理に関する条例（平成24年長泉町条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（開館時間等）

第2条 長泉町文化センター（以下「文化センター」という。）の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得てこれを変更することができる。

（1）開館時間 午前9時から午後9時30分まで

（2）休館日

ア 毎週月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

イ 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

（利用の申請等）

第3条 条例第6条第1項に規定するホール、イベントホール、楽屋、リハーサル室、会議室、調理実習室、和室、工芸室、茶室及び附属備品等（以下「ホール等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ長泉町文化センター利用申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項に規定する利用申請書の受付期間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める期間内とする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

（1）ホール 利用しようとする日（その日が引き続き2日以上であるときは、その初日。以下「利用日」という。）の属する月の12月前から利用日の30日前までとする。

（2）楽屋（ホールとの併用に限る。） ホール利用日の属する月の12月前から利用日までとする。

（3）イベントホール、リハーサル室、会議室、調理実習室、和室、工芸室、茶室 利用日の属する月の6月前から利用日まで（ホールと併用するときは、第1号に定める期間）とする。

（4）附属備品等 利用日の属する月の12月前から利用日までとする。

（利用の許可）

第4条 指定管理者は、条例第7条の規定によりホール等の利用を許可しない場合を除き、受付の順序に従いその利用を許可する。ただし、受付の順序により難しい場合は、抽選による。

2 指定管理者は、ホール等の利用を許可したときは、利用許可書（様式第2号）を当該申請した者に交付するものとする。

（利用期間）

第5条 ホール等を連続して利用できる期間は、5日間とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（権利譲渡等の禁止）

第6条 条例第6条の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の権利をほかに譲渡し、若しくは転貸し、又は許可された目的以外に利用してはならない。

（特別の設備の制限）

第7条 利用者は、特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

（原状回復の義務）

第8条 利用者は、その利用が終わったとき、又は条例第8条第1項の規定により利用を停止され、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに当該利用に係るホール等を原状に復さなければならない。

（利用料の納付）

第9条 ホール等を利用しようとする者は、利用許可書の交付を受ける際に、その利用料を納付しなければならない。ただし、附属備品等の利用料は、利用許可書の交付を受けたときから利用日までに納付するものとする。

2 指定管理者は、国、地方公共団体又は指定管理者が特に認めた者がホール等を利用する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、別に利用料の納期限を定めることができる。

（利用料の減免）

第10条 条例第10条の規定により利用料の減免を受けようとする者は、利用の許可の申請をする際、長泉町文化センター利用料減免申請書（様式第3号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 条例第10条の規定による利用料の減免は、次に掲げる場合に行うものとする。

（1）町又は指定管理者が主催又は共催して行う事業に利用するとき。

（2）その他指定管理者が必要と認めるとき。

（利用の中止等の申請）

第11条 利用者は、ホール等の利用を中止し、又は利用内容を変更しようとする場合には、あらかじめ長泉町文化センター利用中止(変更)申請書(様式第4号)に利用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(利用料の還付)

第12条 条例第11条ただし書の規定により利用料の還付を受けようとする者は、長泉町文化センター利用料還付申請書(様式第5号)に利用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

2 条例第11条第2号に規定する規則で定める期限は、次のとおりとする。

(1) ホール、楽屋 利用日の30日前まで

(2) イベントホール、リハーサル室、会議室、調理実習室、和室、工芸室、茶室 利用日の7日前(ホールと併用するときは前号に定める期限)まで

(事前打合せ)

第13条 利用者は、ホール及びホールと併用する施設の利用について利用日の14日前までに、指定管理者と利用方法、遵守事項その他必要な事項を打合せなければならない。

(利用者又は入場者の遵守事項)

第14条 利用者又は入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 入場者に対する安全確保の措置を講ずること。

(2) 文化センター及び敷地内の秩序を保つために必要な責任者及び整理員を配置すること。

(3) 収容定員を超えて入場させないこと。

(4) 利用の許可を受けたホール等以外を許可なく利用し、又はこれらをほかに移動しないこと。

(5) 許可を受けずに物品等の展示、はり紙等の行為をしないこと。

(6) 許可を受けずに火気等を使用しないこと。

(7) 所定の場所以外へ立ち入らないこと。

(8) 所定の場所以外で喫煙、飲食をしないこと。

(9) ホール等を損傷し、又は滅失した場合は、直ちにその旨を指定管理者に届け出ること。

(10) その他指定管理者の指示する事項に従うこと。

(許可事項等の確認)

第15条 指定管理者は、文化センターの管理運営上必要と認めるときは、利用中のホール等に立ち入り、許可事項及び禁止事項が遵守されているかどうかを確認することができる。この場合において、利用者はこれを拒否することはできない。

(物品販売行為等の禁止)

第16条 文化センター及びその敷地内において、寄附金品の募集、物品の販売、宣伝等これに類する行為をしてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けた場合は、この限りでない。

(広告類の掲示等の禁止)

第17条 文化センター及びその敷地内において、指定管理者が許可したもの以外の広告その他これに類するものを掲示又は配布等をしてはならない。

(運営審議会)

第18条 長泉町文化センター運営審議会(以下「審議会」という。)に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長及び副委員長は、委員の互選により決める。

2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 審議会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

5 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第19条 審議会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(指定管理者不在期間の読替等)

第20条 条例第14条第1項の規定により教育委員会が文化センターの管理を行う場合においては、第2条中「指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)」とあるのは「教育委員会」と、「教育委員会の承認を得てこれを」とあるのは「これを」と、第3条、第4条、第5条、第7条、第11条、第14条第9号、第16条及び第17条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第9条、第10条及び第12条中「指定管理者」とあるのは「町長」と、第9条、第10条、第12条、様式第3号及び様式第5号中「利用料」とあるのは「使用料」と、第10条第1項中「長泉町文化センター利用料減免申請書」とあるのは「長泉町文化センター使用料減免申請書」と、第10条第2項第1号中「町又は指定管理者」とあるのは「町」と、第12条中「長泉町文化センター利用料還付申請書」とあるのは「長泉町文化センター使用料還付申請書」と、第13条中「指定管理者」とあるのは「生涯学習課職員(以下「職員」という。)」と、第14条第10号及び第15条中「指定管理者」とあるのは「職員」と、様式第1号及び様式第2号中「指定管理者」とあるのは「長泉町教育委員会」と、「施設利用料」とあるのは「施設使用料」と、「附属備品等利用料」とあるのは「附属備品等使用料」と、「利用料合計」とあるのは「使用料合計」と、様式第3号中「長泉町文化センター利用料減免申請書」とあるのは「長泉町文化センター使用料減免申請書」と、「指定管理者」とあるのは「長泉町長」と、様式第4号中「指定管理者」とあるのは「長泉町教育委員会」と、様式第5号中「長泉町文化センター利用料還付申請書」とあるのは「長泉町文化センター使用料還付申請書」と、「指定管理者」とあるのは「長泉町長」と、「既納利用料」とあるのは「既納使用料」と読み替えるものとする。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、文化センターの管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、長泉町文化センターの設置、管理及び使用料に関する規則の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和元年12月19日教委規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。